

**介護予防・日常生活支援総合事業Q&A
第一号訪問及び通所事業(市独自緩和)**

項目NO.	分類	質問事項	回答
1	第一号訪問事業 第一号通所事業	同一事業所内で、国基準相当サービスの利用から市独自の緩和した基準へ移行する利用者がある場合、契約書等の変更が必要か	契約書や運営規定、重要事項説明書等においては、指定通所介護、予防通所介護事業と同一の事業所で一体的に運営される場合は、運営規定等に緩和した第一号訪問及び通所事業(市独自緩和)に関する項目を追加記載していただきたい。 また、改正内容を反映させた新規同意書・契約書にて改めて、契約の取り交わしを行っていただきたい。
2	第一号訪問事業 第一号通所事業	指定は、市が行うのか、その際届出は指定期限はいつまでか	指定は、市で実施するため必要書類を事業開始月の前前月の末日までに提出していただきたい。 指定期限は、6年とする。
3	第一号訪問事業 第一号通所事業	契約期間が1月に満たない場合の単位数1回あたりの単位なのかそれまでの日数の単位なのか 緩和したサービスを行う場合の請求先はどうなるのか	日数単位での計算とする。 請求先は茨城県国民健康保険団体連合会となる。
4	第一号訪問事業 第一号通所事業	法人定款変更が必要となるか この事業に関する通知等は発出されるのか	市独自の事業となるため、法人定款変更は必要となる。 今後ケアマネ連絡協議会等を通じて事業開始の報告を行う予定。
5	第一号訪問事業 第一号通所事業	1人の利用者が、訪問型サービスについては国基準相当サービスで、通所型サービスについては市独自緩和型サービスを利用することも想定されるか。	第一号訪問事業(国基準相当)と第一号通所事業(市独自緩和)を併用することは可能であるが、第一号訪問事業(国基準相当)と第一号訪問事業(市独自緩和)を併用することはできない。
6	第一号訪問事業	第一号訪問事業(市独自緩和)において、提供する時間の下限は何分か	市で下限を設けることはしないが、利用者各々に支障なく適切なサービスを提供できることが前提となる。
7	第一号訪問事業	国基準相当サービスと市独自緩和型サービスの管理者については兼務可能と思われるが他の職員については兼務はできないのか。	第一号訪問事業(国基準相当)における訪問介護員が第一号訪問事業(市独自緩和)の従事者として兼務することは可能である。その場合、第一号訪問事業(市独自緩和)の従事者として勤務した時間は、第一号訪問事業(国基準相当)の訪問介護員としての常勤換算には計上できない。

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A
第一号訪問及び通所事業(市独自緩和)

8	第一号訪問事業	障害福祉サービスと介護保険サービスでは、介護保険制度が優先となる一方で、要介護認定結果が非該当となった場合、障害福祉サービスの利用が可能となる。今回、要支援認定に該当せず事業対象者となった場合、障害福祉サービスの利用が総合事業よりも優先になるのか。	サービス内容や機能から障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、原則として介護保険サービスが優先される(「障害者総合支援法施行令第2条」)。新しい総合事業についても介護保険サービスであることから、同様の取り扱いとなる。
9	第一号通所事業	第一号通所事業(市独自緩和)の送迎や入浴について、体制が組めない場合は提供しなくてもよいか。	可能である。
10	第一号通所事業	第一号通所事業(国基準相当)と第一号通所事業(市独自緩和)の一体的提供は実施日・時間は重なってはいけないのか。	第一号通所事業(国基準相当)における通所介護員が第一号通所事業(市独自緩和)を一体的に提供する場合、各サービス利用者の処遇に影響がなければ、実施日・時間が重なっていても構わない。
11	第一号通所事業	第一号通所事業(国基準相当)及び第一号通所事業(市独自緩和)の提供にあたり、送迎や入浴は介護予防認知症対応型通所介護と一緒にやって構わないのか。	送迎に関しては、サービス提供時間に含まれないため一緒に構わない。一方、サービス提供時間に含まれる入浴については分ける必要がある(認知症対応型通所介護は、認知症の特性に配慮したサービス形態であるため)
12	第一号通所事業	介護予防認知症対応型通所介護については、総合事業のサービス外という認識でよいか。	お見込のとおり。介護予防認知症対応型通所介護については、従来通り地域密着型サービスとなる。
13	第一号通所事業	人員基準について、通所介護と第一号通所事業(国基準相当)と第一号通所事業(市独自緩和)の3つを一体的に提供する場合、第一号通所事業(国基準相当)の基準を満たせば第一号通所事業(市独自緩和)の基準を満たすとの理解で正しいか。	定員については、通所介護+第一号通所事業(国基準相当)と第一号通所事業(市独自緩和)とで別に定める必要があるため、設備(面積)条件を踏まえ、利用定員の見直しが必要となるケースもある。
14	第一号通所事業	通所介護、第一号通所事業(国基準相当)及び第一号通所事業(市独自緩和)の3つを一体的に提供する場合、同じフロアでサービス提供を行うことは可能か。	可能である。その場合、利用者の処遇に影響がないように配慮する必要がある。

**介護予防・日常生活支援総合事業Q&A
第一号訪問及び通所事業(市独自緩和)**

15	第一号通所事業	<p>第一号通所事業(国基準相当)と第一号通所事業(市独自緩和)の指定を受ける場合、各々の定員を別途設けることになっているが、同一時間帯で一体的にサービスを提供する場合は、利用者の需要に対応するため、定員数の変更頻度が高くなると思われるが、その都度、変更申請を出すことで指定を受けることは可能か。</p>	<p>原則は可能。但し、同月内に複数回の変更については認めない方向とする。</p>
16	第一号通所事業	<p>第一号通所事業(国基準相当)と第一号通所事業(市独自緩和)を1つの事業所が同じ場所、同じ職員で一体的に行うことは可能か。可能な場合、定員はどのように考えたらよいか。</p>	<p>人員基準を満たしていれば可能である。第一号通所事業(国基準相当)と第一号通所事業(市独自緩和)を同じ場所であつ同じ時間帯で一体的に実施する場合は、例えば設備基準上受け入れ可能な定員数が50名であれば、第一号通所事業(国基準相当)25名、第一号通所事業(市独自緩和)25名等と分けて定める必要がある。また、サービスごとに曜日時間帯等を分けて実施する場合、前記した例と同じ設備規模の事業所であれば、第一号通所事業(国基準相当)月・水・金で定員50名。第一号通所事業(市独自緩和)火・木で定員50名として定めることになる。</p>